

委員長（宇都隆史君） ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、河野義博君及び山本一太君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君及び足立敏之君が選任されました。

委員長（宇都隆史君） まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（宇都隆史君） 御異議ないと認めます。それでは、理事に山田宏君を指名いたします。

委員長（宇都隆史君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府国際平和協力本部事務局長宮島昭夫君外十一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異

議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（宇都隆史君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（宇都隆史君） 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

中西哲君 おはようございます。自民党の中西哲でございます。よろしくお願いたします。

質問に入る前に、今朝六時の地震で私も参議院の宿舎で直下型地震が来たのかなという思いがいたしました。私の地元高知では、南海トラフ大震災の対策が一番の県政課題でございます。テレビをずっと見ていたんですが、政府の対応も早いようであ心しております。引き続き警戒態勢を継続してほしいと思っております。

それでは、質問に入ります。

アメリカで来年一月にはトランプ大統領が誕生いたします。選挙期間中から大変過激な発言をしております。日本の駐留米軍の負担を全部日本に負担させる、そしてそれができないのなら在日米軍を撤退させるというような発言がございました。選挙終わってからは多少いろんな形、発言が修正されておりますが、トランプ次期大統領候補が発言した在日米軍関係費は幾らになっているの

か、防衛省参考人にお伺いいたします。

政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

在日米軍に関する全ての経費のうち平成十八年度の防衛省の関係予算について申し上げますと、在日米軍駐留関連経費として約三千七百七十二億円、このほか、SACO関係経費あるいは米軍再編の関係経費というのがございまして、合計では五千五百六十六億円、これが防衛省の関係経費でございます。

それから、これらの防衛省関係予算のほかに、平成二十七年の予算額あるいは試算になりますけれども、他省庁分の予算が約三百八十八億円、そして提供普通財産の借上げ分の試算というのがございまして、これが千六百五十八億円でございます。

これを全て含めると、総額としては七千六百十二億円になる、このように承知をいたしております。

中西哲君 全体で約七千六百億円になるということで、報道でもこの数字は出ておるんですが、そのうち日本が幾ら負担しているのか、防衛省参考人にお伺いいたします。あつ、ごめんなさい、外務省ですね。

政府参考人（小野啓一君） お答えいたします。在日米軍の駐留に関連する経費の日米負担の割合につきましては、米軍の駐留に伴い必要となる

経費の範囲の捉え方が日米で異なることや、どの時点での為替レートを用以て換算するかにも左右されることから一概に算定し得るものではないと思いますが、二〇〇四年版米国防省の報告書、共同防衛に対する同盟国の貢献に関する統計概要におきましては、二〇〇二年の数値として、米軍駐留経費に関する我が国の負担割合は七四・五％とされていると承知しております。

いずれにつきましても、日米安保体制は日米いずれのみが利益を享受するような枠組みではなく、したがって、米軍の駐留経費につきましても日米間で適切な分担が図られるべきものと考えております。

中西哲君 私が見ていたテレビでも、二〇〇二年で約七四・五％、その後のコメントとして、それから後増えているんじゃないか、だから公表しないんじゃないかというようなコメントがありました。

それはさておいて、次に、トランプ次期大統領、これまでの言動、そしてまたヨーロッパにおいてはイギリスのEU離脱、そしてアジアでは中国の南シナ海や東シナ海での活動、また北朝鮮の核実験、ミサイル発射など、日本を取り巻く国際情勢は大変厳しい状況となっていると認識しております。

二ついつつ状況の中で、日本の防衛計画は十年に

一度見直されており、現在は平成二十六年以降十年間の通称二五大綱が実施されております。この大綱は、日本を取り巻く国際情勢、変化すれば見直すことがあるのかどうか、防衛大臣にお聞きいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 防衛大綱は、各自衛隊の具体的な体制や主要装備品の整備目標の水準といった防衛力の基本的な指針を示すものです。

平成二十五年の大綱においては、各種防衛装備品等の整備、維持、運用、さらには部隊等の練度の維持、向上は一朝一夕に達成できるものではなく、防衛力の実効的な整備には長い年月を要すること、人事教育や防衛生産・技術基盤のような政策分野は、中長期的な見地から施策を継続的に推進し、その実効性を高めていくことが必要であることといった観点から、安定的な防衛力整備等を計画的に行っていくため、大綱に定める防衛力の在り方についておおむね十年程度の期間を念頭に置いております。

大綱の見直しについては、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証を実施することとし、これら評価、検証の中で、情勢に重要な変更が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行うことといたしております。

中西哲君 ありがとうございます。

続きまして、駆け付け警護についてお聞きいたしますが、その前に、自衛隊が海外へ派遣されるようになったのが平成四年、一九九二年、カンボジアのPKOが最初だったんですが、私、この四年後に、フランス外人部隊に志願している日本人の若者、当時、下士官でこのカンボジアに外人部隊の歩兵部隊の部隊員として派遣された人の本を読んだのがちょうど二十年前でございます。

このときの本で驚いて、また再度今読み返してみたんですが、当時のカンボジア、政府軍がいて山間部にポル・ポト派が逃げ込んでいると、こういう状況なんだけど、自分の目の前にいる政府軍の制服を着た兵士が、拳銃とか地雷とかこれ要らないかとか頻りに売りに来ると。これは本当に政府軍の兵士なんだろうか、それともポル・ポト軍なのか全く見分けが付かない、油断ができない状況であったと。

そういう状況の中で自衛隊の施設部隊、一応当時の六四式小銃と拳銃は持っていったんですが、何とその武器をコンテナにしまつて鍵を掛けて、そしてその鍵をまた別のところに保管している、全く無防備で二か月間、道路の整備に携わつたと。この「わが青春の外人部隊」を書いた著者がこついつことを書いております。あるとき、自衛隊員と雑談していた、そのときに、彼らが自分が持

っているナイフを見て、そのナイフをもし騒乱状態になったら貸してもらえませんか、我々は戦闘になると攻撃されるといふよりも、戦闘状態になったときに、巻き込まれたときに無防備で何にもできないのが悔しいという話がありました。もっとも、その二か月後には小銃、そしてまた防弾チョッキも着るようになったんですが。その後、イラク特措法でイラクに派遣された部隊長のお話も聞いたことがございます。非常に現地は混乱していて、国会では安全だ安全だという議論をしているんですが、非常に不安があったというお話を聞いております。

そして、その後、自分たちが守れるという状況になり、そしてまた今度駆け付け警護が決定されたわけですが、私も以前から、邦人救出の要請があったときに自衛隊が別の法整備の不備を現場の自衛隊員の機転で実施したことがあったと聞いておりますが、駆け付け警護を付与した背景について稲田大臣にお伺いいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 今委員が御指摘になったように、過去にも、自衛隊が東ティモールやザイルに派遣されていたときに、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されるということがありました。その際、自衛隊は、そのための訓練を十分に受けておらず、法的な任務や権限が限定されていた、すなわち今回の駆け付け警護のよ

なそういつたびつたりとした条文がない中でも、できる範囲で現場に駆け付け、邦人を安全な場所まで輸送するなど、邦人保護のため全力を尽くしてきたところです。

実際の現場においては、自衛隊が近くにいる助けられる能力があるにもかかわらず何もしない、すなわち見捨てるというわけにはいきません。しかし、これまでは緊急の要請に応じて活動関係者の保護を行うための明確な法制度がなかったため、そのしわ寄せは結果として現場の自衛隊員に押し付けられてきたのですが、こういつたことは本来はあってはならないことだと思えます。

自衛隊が実際に駆け付け警護を行うケースは限定的なものとなりますが、自衛隊の近くで不測の事態に直面した関係者から助けを求められる可能性も皆無ではありません。そのようなときに、人道的見地から、安全を確保しつつ、能力の範囲で対応できるよう、任務と必要な権限を付与しておく必要があるというふうに考えております。

中西哲君 ありがとうございます。能力の範囲でという言葉もございました。

一部報道機関による世論調査では、駆け付け警護に反対が上回っております。十分にまだ内容が伝わっていないのかなという印象を持っております。

そして、この任務によって外国の軍隊を救援に

行くかのような報道もあります。軍隊なら一般市民と違って装備もあって、また訓練を受けているわけですから、なかなかそういつた想定はできないのではないかと思うのですが、大臣、この点について御説明をお願いいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 実際、今委員御指摘になりましたように、報道等では、典型的な駆け付け警護の例として外国の軍隊を助けに行くというような例が挙げられている場合がありますが、今、南スーダンに行っております自衛隊の部隊は施設部隊、すなわち道路を整備したり施設を整備したりする部隊でありますので、そういつた部隊が外国の軍隊を助けに行く、すなわち、南スーダン政府の治安部隊やまた国連の歩兵部隊を差しおいて行くというようなことは想定されないのではないかと考えております。

駆け付け警護の対象者は、国連PKO等の活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者と規定しており、法的には他国軍隊の要員も排除はしておりません。しかしながら、現実的には、他国軍隊の要員については、文民である国連やNGOの関係者とは異なり、自分の身は自分で守る能力を有しており、自国部隊の安全確保を他国の部隊に要請するようなことは基本的にはないと考えております。また、仮にそのようなことがあったとしても、一義的には現地の治安部隊やUNMIS

Sの歩兵部隊が対応するものです。このため、他国部隊の要員を駆け付け警護することは想定されないものと考えております。

他方、他国軍隊の要員であっても、そもそも武器を携行していない場合であったり、不意に何らかの事案に遭遇して負傷する等により自分の力だけで安全を確保できないような、そんな状況に陥ってしまうような場合も皆無とは言いません。そのような場合には、人道的見地から駆け付け警護を行うこともあり得ると考えます。

中西哲君 ありがとうございます。

自衛隊に救援要請があった場合に断ることができないのではないかとこの心配の報道もあるんですが、先ほど人道上的という話も出たんですが、人道に助けたいという思いがあったとしても、自衛隊の能力を超えているような場合にはこれは断らざるを得ない場面もあるのではないかと思っています。防衛大臣の見解をお聞きいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 繰り返しになります。駆け付け警護は、緊急の要請を受けて、人道的見地から、今、南スーダンに派遣している施設隊が自らの安全を確保しつつ、対応できる範囲で行うものであります。

南スーダンにおける治安の維持については、原則として南スーダン警察と南スーダン政府軍が責任を有しており、これをUNMISの歩兵部隊

が補完しております。我が国が派遣しているのはあくまでも施設活動を行う部隊であって、治安維持は任務ではなく、治安維持のために必要な能力も有しておりません。このような施設部隊の能力については、UNMISの司令部においても認識が共有されております。また、自衛隊が実施できるいわゆる駆け付け警護の内容について改めてUNMISに説明をしており、UNMIS代表から施設部隊は能力が限定的であることは十分理解しているとの回答も得ているところでございます。

その上で、自衛隊部隊の近傍でNGO等の活動関係者が襲われ、ほかに速やかに対応できる現地治安当局や国連部隊が存在しないとといった極めて限定的な場面で緊急の要請を受け、その人道性及び緊急性に鑑み、応急的、一時的な措置としてその能力の範囲内で実施するのが駆け付け警護でありますので、今委員御指摘になったように、自衛隊の対応可能な範囲を超える場合には対応できないことから、断ることができると考えております。

中西哲君 次に、現地情勢とPKO参加五原則について防衛大臣にお聞きいたします。

現地の情勢については必ずしも樂觀できない状況にあるということです。自衛隊が活動しているジュバについては比較的落ち着いているようですが、南スーダン全土という面では厳しい面がある

との稲田大臣の発言も報道されております。

最近の国会やテレビの議論を聞いておりますと、現地の治安情勢が厳しいという実態面の議論とPKO参加五原則を満たしているのかどうかという法的な議論を混同している向きがありますが、両者は区別して議論しなければなりません。PKO参加五原則が崩れるようなことに仮になれば自衛隊は撤収することになるのか、あるいはPKO参加五原則が維持されていたとしても自衛隊が安全に活動できないのであれば撤収することになるのか、この点について防衛大臣にお聞きいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 自衛隊のPKO派遣そして活動を継続するに当たっては、二つの判断要素があります。

一つは、PKO五原則を満たしているかという法的な判断、これは日本の憲法に抵触をしないかという観点から見なければなりません。しかし、PKO参加五原則を満たしているだけで十分というわけではなく、もう一つ、要員の安全を確保した上で意義ある活動を行えるかという実態面の判断も必要であり、この二つは分けて考える必要があると思います。

現在、委員御指摘のように、南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々北部の、それから南部のところでは生じて

おりますけれども、武力紛争の当事者、すなわち紛争当事者となり得る国家に準ずる組織は存在しておらず、PKO法上の武力紛争が発生したとは考えておりません。

他方、もう一つの判断要素である実態面については、自衛隊は現在も、厳しい情勢の下ではありませんが、専門的な教育訓練を受けたプロとして、安全を確保しながら道路整備や避難民向けの施設構築を行うなど、意義ある活動を行っております。そして、ジュバ及びそのジュバ近郊では比較的安定した状況にあると考えております。危険の伴うことではあります。自衛隊にしかできない責務をしっかりと果たすことができっております。

このような自衛隊の活動は南スーダン政府から高い評価を受けております。例えば、キール大統領及び政府内で反主流派を代表するタバン・デン第一副大統領からも、自衛隊のこれまでの貢献に対して謝意が示されております。また、国連を始め国際社会からも高い評価を受けております。

PKO参加五原則が満たされなくなる、すなわち南スーダンで紛争当事者が新たに現れ出るというようなことがあった場合は、当然、憲法との関係で自衛隊を撤収させなければならないと思えます。

一方、PKO参加五原則が満たされている場合であっても、自衛隊要員が安全を確保しつつ有意

義な活動を実施することが困難であるという判断をする場合には、撤収をちゅうちよすることはありません。この点は、今般の実施計画において初めて明記したところでございます。

中西哲君 法律上の要件が満たされていたとしても、自衛隊が安全に有意義な活動ができなくなるのであれば撤退をちゅうちよしないということでありました。隊員の安全の確保は極めて重要なことであり、防衛大臣におかれましては、今後ともしっかりと現地情勢を注視していただきたいと思えます。

続きまして、現地の情勢に関連して、先週、南スーダンがカオスに陥っているという極めて厳しい見通しを示した国連事務総長報告が出されたと聞いております。これについて防衛大臣の御認識をお伺いいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 南スーダンにおいては現在も地方を中心に武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じており、我が国としても南スーダンの治安情勢は極めて厳しい状況だと認識をしております。自衛隊が展開している首都ジュバについても、七月に大規模な武力衝突が発生し、今後の状況は楽観できず、引き続き緊張感を持って注視する必要がありますと考えておりますが、現在は比較的落ち着いた状況であります。

このような情勢認識について、私や柴山総理補

佐官は、UNMISSのロイ代表と会談し、同代表の認識が我が国の情勢認識と基本的に異なることではないと確認をいたしております。先般国連が公表した報告書の治安情勢の部分の内容も、同様に、我が国と基本的に異なるものではないと認識をしております。

他方、今御指摘になったように、報告書の末尾に、事務総長の所見として潘基文事務総長の意見が記述されておりますが、その内容は報告書全体の治安情勢の評価と一致しない部分があり、その趣旨、真意を国連側に照会をしたところであります。国連側から、当該部分の表現は、安保理が行動を取らなければ状況が深刻になるという趣旨であり、現在の南スーダンの状況がカオスであるという趣旨ではない旨、及び治安情勢の悪化が起きているのはジュバ以外、特に西部及び北部であり、ジュバは比較的安定している、ただし、引き続き情勢を注視する必要がある旨の回答を得ているところであります。

これに加えて、他の安保理事国や要員派遣国にも直接確認をしておりますが、いずれも我が国とおおむね同様の認識を有していると承知をしております。

政府といたしましては、今後とも、現地情勢について緊張感を持って注視してまいります。その上で、南スーダンにおいて、自衛隊の安全を確保

し、意義ある活動が困難であると判断する場合には、先ほど申し上げたとおり、撤収をちゅうちょすることはなく、この点は今般の実施計画において初めて明記をしているところでございます。

中西哲君 ありがとうございます。

次に、向こうに現地部隊が今日着いたという報道も今朝見ましたが、駆け付け警護の命令が出たときに、今、部隊の行動基準というのは、これとこれとこれをやっていると、いわゆるポジティブリストで規定されておりまして。しかし、現場では、非常に何が起きるやら分からぬ、予測不能な状況が出るであろうと推測されておりまして。したがって、ポジティブリストで行動を制限、制約されても、想定外の事態が起きたときに対処できないおそれがあるのではないかという思いがしております。

ドイツでは、軍の行動の基本はポジティブリストでございますが、作戦行動についてはネガティブリストで規定されていると聞いております。海外派遣された自衛隊員の安全を図るためには、海外に派遣する際には行動基準を先進国並みにすべきではないかと思っておりますが、防衛大臣の所見をお伺いいたします。

国務大臣（稲田朋美君） 部隊の行動基準については、法令等の範囲内で部隊等が取り得る具体的な対処行動の限度を示すものであり、我が国の

手のうちに関わることから、事柄の性質上、その内容についてお答えすることは差し控えさせていただきますいております。

その上で、任務を遂行する現場部隊が法令に従い適切かつ十分な対応ができるよう、必要な規則類について整備充実を不断に行っていくことは重要だと考えております。南スーダンに派遣される部隊に対しても、必要な規則類の整備や教育に加え、武器の使用を含む一連の状況下における訓練を十分に行っており、部隊が迷いなく活動できる態勢が整っていると考えております。

中西哲君 ありがとうございます。

この自衛隊の隊員の諸君が命懸けで行動をしているというのが、今年、「国のために死ねるか」という本が出たんです。海上自衛隊の特殊部隊をつくったうちの一人であります伊藤祐靖さんですかね、この方が、初めて能登沖で北朝鮮の不審船に対して野呂田防衛庁長官が海上警備行動を発令したと、そして、その不審船が止まったために、護衛艦「みょうこう」の航海長であったこの伊藤さんが中心になって、相手の船に移って検査をする立入検査、これを隊員を選別したんですが、彼らは初めてのことで非常に戸惑った様子、しかし、国のために行動すると思いで吹っ切れて、きっちりとした、不平も言わずに隊員が船を出ようとした場面が描かれております。

私自身も、私は高知県の宿毛市なんですが、そこにソマリアで海賊対策をやってきた後の護衛艦が入ったことがあります、私、高知県議会で防衛議員連盟をつくって会長を長くやっていたもので、地元の方が歓迎会の席である若い自衛官を連れてきて、この人にあなたの思いを伝えろと。護衛艦の哨戒ヘリのパイロットでございました。そのとき警備司令とか艦長もいたんですが、そういう人たちは政治的な発言いたしません。でも、このパイロットは、三十そこそこだと思っておりますが、私に対してこう言いました。私は海賊船かどうか見極めるためにヘリで飛ぶ、いつ攻撃を受けるかわからぬ、しかし、いつ何があってもいいという思いで活動している、もし何かあったときに自分たちの行動が報われる法整備をしてほしいという話を聞かされました。これは三、四年前の話でございます。

非常に彼らは真摯な思いで命懸けの活動をしております。そういう自衛隊員が悔いのないような活動ができるような法整備をお願いいたします。この項を終わります。

次に、APECについて外務大臣にお聞きいたします。

トランプ次期大統領の発言で各国困惑していると思つんですが、そういう中で、とりわけアジア諸国は日本に対する期待感も高くなっていると思

うんですが、この間APECの会議で世界各国がどういう思いで日本に対する話をされたのか、岸田外務大臣にお聞きをいたします。

国務大臣（岸田文雄君） 今年のAPEC閣僚会議ですが、十一月の十七日、十八日、ペルーのリマで開催されました。

今回の会議は、世界経済において様々な下方リスクが存在し、そして自由貿易に対する懐疑的な見方が広がっている中での会議となりました。また、APECには全てのTPP参加国が加盟しています。そうした会議ですので、自由貿易推進の重要性を訴える非常に重要な機会にもなったと考えています。

その中で、私の方からはこの会議の中で、APECは今こそ自由貿易への強いコミットメントを示すべきであること、また各エコノミーがあらゆる手段を用いて下方リスクに対処すべきこと、また、その上で自由貿易の利益を多くの人が享受できる包摂的な経済の実現に向けた意思を示す必要があること、こうした発言を行いました。

併せて、自由貿易推進の流れ、確固たるものにするべく、TPPの参加国が早期承認に向けて努力する、こうしたことの重要性についても強調いたしました。日本での取組、衆議院を通過し、参議院において審議が進められていること、こうした取組についても紹介をし、各国の国内手続の

進展を促した次第であります。

そして、この会議におきまして私の発言順位は一番目でありました。私が先頭を切って発言をしたものですから、その後、他国の閣僚からもこうした議論に呼応する意見が多く出されたことを受け止めております。そして、採択された閣僚声明の中で、開かれた経済の重要性、そして保護主義への対抗、こうしたものが言及されています。こうしたこの会議の全体を振り返りますときに、反保護主義の議論をリードすることができた会議であったと感じております。

中西哲君 ありがとうございます。

私も参議院のTPPの特命委員会ではいろんな議論を聞いております。是非我々としてはこの国会でTPPを決済したいと思っておりますし、また、トランプ大統領は来年の一月に向けてどういうスタップを抱えるか分かりませんが、日米同盟をきつちりとした強固なものにすることが日本の安全につながると同時に、私はアジアの安定につながると思っております。

今後とも、トランプ、アメリカとのきずなを強めていただくとよう要請いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

福山哲郎君 おはようございます。福山でございます。

今朝ほど、先ほど自民党の委員からもお話があ

りました。福島県沖で地震がありました。心からお見舞い申し上げます。被害が広がらないことを祈っております。福島では燃料プールの電源が停止したということでも少し冷やっとなりましたが、それも回復したということで、是非本当に、先ほど申し上げましたように、被害が広がらないことを祈っております。

今日はいろいろ外交案件、たくさんございますので、早速行きたいと思いますが、まずは、前回も前々回もこの外交防衛委員会で私、核兵器の禁止条約に係る決議に対して岸田外務大臣とやり取りをさせていただきました。いろんな事情はよく理解をするけれども、できればこの核兵器禁止条約、来年から会議をスタートしようということで世界の百二十か国以上の国が参加をして賛成に回った会ですので、広島、長崎を経験した日本としては、まあ賛成はアメリカとの関係でしにくいけど、アメリカの理解をいただいて何とか反対には回らないでほしいと、まあ棄権等々も含めて熟慮していただきたいということを申し上げます。

岸田外務大臣も慎重に検討するというお話をいただいておりますが、残念ながら、十月の二十八日、国連の第一委員会における採決で日本政府は反対に回られました。大変遺憾でありますし、残念だと思います。内外からも批判の声が上がっておりますし、特に被団協、被爆者の皆さんから